

## 隣組回覧

22区町会員 様

令和7年7月13日(日)

令和7年7月27日(日)

22区町会長 内藤 澄夫

### 令和8・9年度町会役員「町会長、公民館長」、「町会・公民館3役」並びに「ブロック長、衛生部長、統計調査員、交通安全協会員(一般)」の選出について

日頃より、区民の皆様には、町会活動等にご協力いただきありがとうございます。

さて、標記町会役員は、令和8年に改選となりますので、改選方法について回覧いたします。

近年、町会役員のなり手不足の状態ですが、役員になり町会活動に貢献して頂ける方がいらっしゃれば幸いです。

#### 1. 町会長、公民館長

この2役は全戸が選考募集対象です。

隣組長さんから立候補者の募集または適任者の推薦をお願いします。

町会活動/イベントに関心のある方、「地域貢献したい」という思いが有る方、等々広く募集します。

#### 2. 町会/公民館3役、ブロック長、衛生部長、

役員選考規定別紙表(抜粋下表及び次頁表R7改訂)に基づき、各ブロックから隣組ローテーションで選出することになります。なおこのローテーションは選考者を制限するものではなく選考組以外で役員の応募者がいらっしゃれば応募者優先といたします。

該当の隣組長様には、別途推薦者の承認を得て、選出が整い次第、選出報告書を各ブロック長まで提出をお願いいたします。また最終提出期限を令和7年11月30日(日)とさせていただきますので、該当組の皆様にはご協力よろしくお願いします。

なお、ブロック毎の候補者から役員数に絞り込む場合には、隣組長様(もしくは候補者様)間の話し合い、またはくじ引きとなりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

町会・公民館3役 組別ローテーション表

R6,7まではH27年役員での組み合わせ。R8,9以降を修正。

| 年度      | 副町会長 |          | 町会会計 |                          | 町会書記 |         | 副公民館長 |       | 公民館会計 |          | 公民館主事 |         | 備考   |
|---------|------|----------|------|--------------------------|------|---------|-------|-------|-------|----------|-------|---------|------|
|         | ブロック | 組        | ブロック | 組                        | ブロック | 組       | ブロック  | 組     | ブロック  | 組        | ブロック  | 組       |      |
| 令和4,5   | 東2   | 48 50 52 | 東1   | 26 28                    | 南1   | 7 11 39 | 西     | 4     | 北     | 34 43 49 | 南2    | 19 23   | 規程指定 |
| 令和6,7   | 東1   | 40 45 57 | 南1   | 10, 17, 29<br>31, 41, 59 | 西    | 24      | 北     | 27 37 | 南2    | 46       | 東2    | 9 13 53 | 規程指定 |
| 令和8,9   | 南1   | 7 11     | 西    | 16                       | 北    | 15 33   | 南2    | 47 12 | 東2    | 25 32    | 東1    | 20 21   | 規程指定 |
| 令和10,11 | 西    | 51       | 北    | 6 8 44                   | 南2   | 18      | 東2    | 36 48 | 東1    | 26 28    | 南1    | 30 39   | 規程指定 |

以降の年度省略

選出該当組

町会3役

「副町会長 南7, 11各組」・「町会会計 西16組」・「町会書記 北15, 33組」

公民館3役

「副公民館長 南47, 12各組」・「公民館会計 東25, 32組」・「公民館主事 東20, 21各組」

※ 町会・公民館3役等の組別ローテーションは、平成27年度役員当時で決定したものをベースに、令和8・9年度以降で3役：ブロック長、3役：衛生部長、ブロック長：衛生部長間の重複を回避し、ローテーションの負担をできるだけ公平にするよう町会役員会で変更しました。ローテーションで選考することは22区役員選考規定で決まっており、取り決め順守にご理解、ご協力をお願いいたします。

ブロック長 順番表

南1

南2

| 年度      | 東ブロック |    |    | 西ブロック |    | 南ブロック |    |    |     |    | 北ブロック |    |    |
|---------|-------|----|----|-------|----|-------|----|----|-----|----|-------|----|----|
|         | 1人    |    |    | 1人    |    | 1人    |    |    |     |    | 1人    |    |    |
| 令和4,5   | 40    | 57 | 58 | 5     |    | 10    | 29 | 31 | 41  | 59 | 1     | 2  |    |
| 令和6,7   | 21    | 45 | 53 | 16    |    | 7     | 11 | 30 | 39  |    | 34    | 43 | 49 |
| 分割後     | 東ブロック |    |    | 西ブロック |    | 南-1   |    |    | 南-2 |    | 北ブロック |    |    |
| 令和8,9   | 9     | 13 | 28 | 24    |    | 17    | 38 |    | 23  | 46 | 27    | 37 |    |
| 令和10,11 | 25    | 50 | 52 | 35    | 42 | 10    | 29 | 31 | 47  | 19 | 15    | 33 |    |

令和8,9年度選出該当組

東ブロック 9, 13, 28 各組

西ブロック 24組

南-1ブロック 17, 38 各組

南-2ブロック 23, 46 各組

北ブロック 27, 37 各組

以降の年度省略

衛生部長 順番表

南1

南2

| 年度      | 東ブロック |    |    | 西ブロック |    | 南ブロック |    |    |     |    | 北ブロック |    |    |
|---------|-------|----|----|-------|----|-------|----|----|-----|----|-------|----|----|
|         | 1人    |    |    | 1人    |    | 1人    |    |    |     |    | 1人    |    |    |
| 令和4,5   | 9     | 13 | 25 | 35    | 42 | 12    | 17 | 38 | 46  |    | 27    | 37 |    |
| 令和6,7   | 28    | 48 | 52 | 51    |    | 14    | 18 | 19 | 23  | 47 | 15    | 33 |    |
| 分割後     | 東ブロック |    |    | 西ブロック |    | 南-1   |    |    | 南-2 |    | 北ブロック |    |    |
|         | 1人    |    |    | 1人    |    | 1人    |    |    | 1人  |    | 1人    |    |    |
| 令和8,9   | 26    | 36 | 50 | 3     |    | 10    | 29 | 31 | 59  | 18 | 6     | 8  | 44 |
| 令和10,11 | 20    | 32 | 53 | 4     |    | 41    | 7  |    | 46  | 12 | 1     | 2  |    |

令和8,9年度選出該当組

東ブロック 26, 36, 50 各組

西ブロック 3組

南-1ブロック 10, 29, 31 各組

南-2ブロック 59, 18 各組

北ブロック 6, 8, 44 各組

以降の年度省略

統計調査委員 順番表

| 年度      | 東ブロック |    |    | 西ブロック |    | 南ブロック |    |    |     |    | 北ブロック |    |  |
|---------|-------|----|----|-------|----|-------|----|----|-----|----|-------|----|--|
|         | 2人    |    |    | 1人    |    | 2人    |    |    |     |    | 1人    |    |  |
| 令和4,5   | 20    | 26 |    | 5     |    | 7     | 11 | 30 | 39  |    | 15    | 33 |  |
| 令和6,7   | 40    | 57 | 58 | 16    |    | 12    | 17 | 38 | 46  |    | 6     | 8  |  |
| 分割後     | 東ブロック |    |    | 西ブロック |    | 南-1   |    |    | 南-2 |    | 北ブロック |    |  |
|         | 1人    |    |    | 1人    |    | 1人    |    |    | 1人  |    | 1人    |    |  |
| 令和8,9   | 21    | 45 | 53 | 24    |    | 41    | 30 | 39 | 19  | 12 | 1     | 2  |  |
| 令和10,11 | 9     | 13 | 25 | 35    | 42 | 17    | 11 |    | 23  | 59 | 34    | 43 |  |

令和8,9年度選出該当組

東ブロック 21, 45, 53 各組

西ブロック 24 組

南-1ブロック 41, 30, 39 各組

南-2ブロック 19, 20 各組

北ブロック 1, 2 各組

参考: 令和8,9年度内調査予定 ①経済センサス活動調査、②就業構造基本調査

<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/5/5933.html>

以降の年度省略

安協委員 順番表

| 年度   | 東ブロック |    |    | 年度      | 西ブロック | 南-1,2ブロック |    |    | 北ブロック   |
|------|-------|----|----|---------|-------|-----------|----|----|---------|
|      | 1人    |    |    |         | 1人    | 1人        |    |    | 1人      |
| 令和4  | 32    | 50 |    | 令和3,4   | 51    |           | 17 | 39 | 37 44   |
| 令和5  |       |    |    | 令和5     | 5     |           | 12 | 46 | 1 49    |
| 令和6  | 9     | 25 |    | 令和6     |       |           |    |    |         |
| 令和7  |       |    |    | 令和7     | 3     |           | 19 | 23 | 47 2    |
| 令和8  | 28    | 45 | 52 | 令和8     |       |           |    |    |         |
| 令和9  |       |    |    | 令和9     | 4     |           | 10 | 30 | 41 6    |
| 令和10 | 13    | 20 |    | 令和10    |       |           |    |    |         |
| 令和11 |       |    |    | 令和11,12 | 16    |           | 29 | 31 | 59 8 43 |

令和8,9年度選出該当組

東ブロック 28, 45, 52 各組

令和9,10年度役員は

令和8年度末に選考

以降の年度省略

## 1 町会・公民館3役 各1名

町会規約、公民館運営規則抜粋

副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは代行する。

町会会計は、町会の会計事務を処理する。

書記は、町会の書記事務を処理する。

副館長は、館長を補佐し、館長が事故あるときは代理する。

公民館会計は、公民館の出納事務を処理し必要な書類を管理する。

主事は、館長の命を受け庶務執行にあたる。

## 2 ブロック長 5名

各ブロックにおいて、組長さんに松本市からの広報等、町会からの連絡文章等の回覧・配布と共に、公民館において町会費・募金・寄付金等をブロック毎のとりまとめを主に、また町会行事へのご協力を行っていただいております。

※配布物のデジタル化により紙配布戸数は全戸数の半数近くに減少しました。

## 3 衛生部長 5

松本市からの選出依頼に基づき、衛生部協議会の委員として（正）1名、（副）1名、22区独自の世帯数の多さからプラス2名の計5名、東・西・南・北、各ブロックから選出されています。

なお、衛生部協議会の正・副の委員は、従来から5者の話し合いにより決めています。

主に、ブロック毎のごみ集積場所で松本市のゴミ収集日の種別毎の管理を行っていただいております。また、町会行事へのご協力をいただいております。正の衛生部長さんは松本市からの報償費支給対象となり、副は町会費から手当が出ます。

## 4 統計調査委員 6名

松本市からの6名の指定選出数依頼に基づいています。

主に、国勢調査と農林業センサス調査ですが、毎年調査がある分ではありませんので調査依頼がない場合があります。調査実施の場合、松本市から報償費が支給されます。

町会では、選考規定により年度毎のローテーションにより選出することになっておりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

## 5 交通安全協会員 1名

ブロック毎に1名の安全協会員を選出しています。従来から2段階の改選となっており今回は東ブロックのみの改選となります。松本安全協会からの依頼で交通安全週間の街頭啓発、小学校等での安全教室の補助、横断歩道旗や交通安全看板の保守依頼等を行っているとのことしています。

## 6 その他

町会長・公民館長については、選考委員会での選考を進めていますので、立候補、推薦等の紹介にご協力をお願いいたします。

| 役員名 | ブロック | 隣組 | 氏名 | 住所 | 電話番号 |
|-----|------|----|----|----|------|
|     |      |    |    |    |      |
|     |      |    |    |    |      |
|     |      |    |    |    |      |
|     |      |    |    |    |      |
|     |      |    |    |    |      |
|     |      |    |    |    |      |
|     |      |    |    |    |      |
|     |      |    |    |    |      |
|     |      |    |    |    |      |
|     |      |    |    |    |      |
|     |      |    |    |    |      |
|     |      |    |    |    |      |
|     |      |    |    |    |      |
|     |      |    |    |    |      |

本書式に記載された氏名・住所・電話番号などの個人情報は、役員選任後、町会役員名簿に記載し、町会事業の関係者以外の第三者に開示または提供することは一切ありません。  
役員選任後、本様式は町会にて破棄いたします。

上記のとおり報告いたします

令和    年    月    日

報告者 組・氏名

連絡先（電話・携帯）